

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
物資の航空輸送	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日	
	作 成	令和7年12月12日	
	変 更	年 月 日	
	作 成 部 隊 等 名	九処大分弾薬支処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、物資の航空輸送について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

航空機により、物資（危険物含む。）を福岡空港から那覇空港及び宮古空港に航空輸送する。

2.2 役務の内容

2.2.1 輸送時期

福岡空港から那覇空港及び宮古空港

令和8年1月26日（月）～同年1月29日（木）の間（細部日時は契約締結後、官側との調整による。）

2.2.2 輸送所要、物資引渡及び受渡場所

a) 福岡空港から那覇空港及び宮古空港

物資 約2.8t（3.8m³コンテナ9台使用）

※危険物を含むため、細部は官側に確認するものとする。

b) 物資引渡及び受渡場所

各発着空港での受渡とする。（細部は契約相手方の指定する場所とする。）

2.2.3 輸送区間

福岡空港から那覇空港及び宮古空港

（経由空港の設定は可とするが、役務履行3日前までに官側に連絡すること。）

2.2.4 航空機の運航時間

那覇空港及び宮古空港での一般物資の引き取りについては、輸送日の19時までとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、知り得た情報の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.2 その他

a) 連絡手段及び態勢

契約相手方は営業時間の内外を問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

b) 航空機の運航に必要な諸手続き

航空機の運航に伴う申請手続き等については、契約相手方が実施する。

c) 代替手段の確保

役務の実施期間中、契約相手方は航空機の遅延及び運航が困難な状況が生起した場合には、直ちに官側へ報告するとともに、代替手段の確保等の処置を講ずる。輸送時期までに役務の完了が困難な場合、官側に相談の上、別途輸送時期を調整するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。